

製品安全 4 法改正を踏まえた制度整備

令和7年3月21日

産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

1. 取組状況

2. 今後の検討の方向性

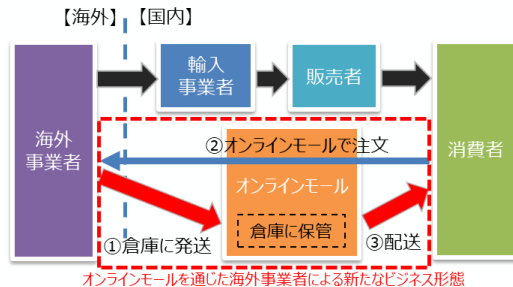
製品安全 4 法改正を踏まえた制度整備状況

- 令和 6 年 6 月 26 日に「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」を公布。
- 関連する政省令等の整備、関係事業者等への周知・広報を実施。

法改正の概要

① インターネット取引の拡大への対応

- 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）
- 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
- 届出事項の公表制度の創設
- 法令等違反行為者の公表制度の創設



② 玩具等の子供用製品の安全確保への対応

- 子供用の製品に係る規制の枠組み（子供用特定製品）の創設
- 子供用特定製品の中古品特例



制度整備・周知の実績と今後の予定

<制度整備>

- R6.6.26 改正製品安全 4 法 公布
- R6.12.13 改正法施行令等 公布
- R7.1.31 改正法施行規則等 公布
- R7.9.25 乳幼児用玩具の事前届出開始（予定）
- R7.12.25 改正製品安全 4 法 施行（予定）

<周知・広報>

- R6.10月 第 1 回ブロック別説明会開催
- R7.2～3月 第 2 回ブロック別説明会開催
- R7.4月～ 第 3 回以降も開催検討（予定）



海外から直接販売される製品の安全確保のための措置（省令）

- 国内消費者に直接販売する海外事業者（特定輸入事業者）が海外にいることに鑑み、執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、海外事業者に対し、国内管理人を選任を求めることとした。
- 国内管理人は、海外事業者のいわば代理人として、製品の安全性の確保に一定の責任を有する者であることから、国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるよう国内管理人の基準を制定。

国内管理人の基準

■国内管理人の基準（技術基準省令※第15条の2）抜粋

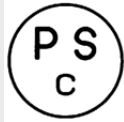
- 日本に住所を有すること。
- 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていること。
- 特定製品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。
- 日本語による会話能力を有すること。
- 必要な事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。
- 国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

※以下本資料中「技術基準省令」は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令をいう。

(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

子供用特定製品の指定（政令）

- 令和6年12月13日に「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）及び「乳幼児用ベッド」（現行の特別特定製品）を子供用特定製品に指定する等の内容を含む政令を公布。
- 令和7年2月20日には、規制対象となる製品の範囲を詳しく示す解釈通達も発出。また、令和7年9月25日より、乳幼児用玩具の事前の届出の受付を開始する予定。

特定製品の区分		必要なマーク	
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター		
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具		
特別特定製品である子供用特定製品	乳幼児用ベッド		※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具		

令和6年12月
子供用特定製品に2
品目を指定

(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

技術基準適合義務、使用年齢基準及び注意表示（省令）

- 令和7年1月31日に、乳幼児用玩具の技術上の基準、使用年齢基準、注意表示の内容等を定める省令を公布。

技術基準適合義務

■技術上の基準（技術基準省令別表第1）抜粋

13. 乳幼児用玩具

- 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- ...

■国際規格への整合（解釈通達）

乳幼児用玩具については、国際規格に整合していれば技術上の基準への適合とみなす旨、解釈通達で示した。（以下抜粋）

以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018及びEN71-2:2020又はASTM F963-23（4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28及び4.30から4.41に限る。）

なお、技術上の基準を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

使用年齢基準及び注意表示

■使用年齢基準（技術基準省令別表1の2）抜粋

- 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。
- 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

■注意表示（技術基準省令別表2の2）抜粋

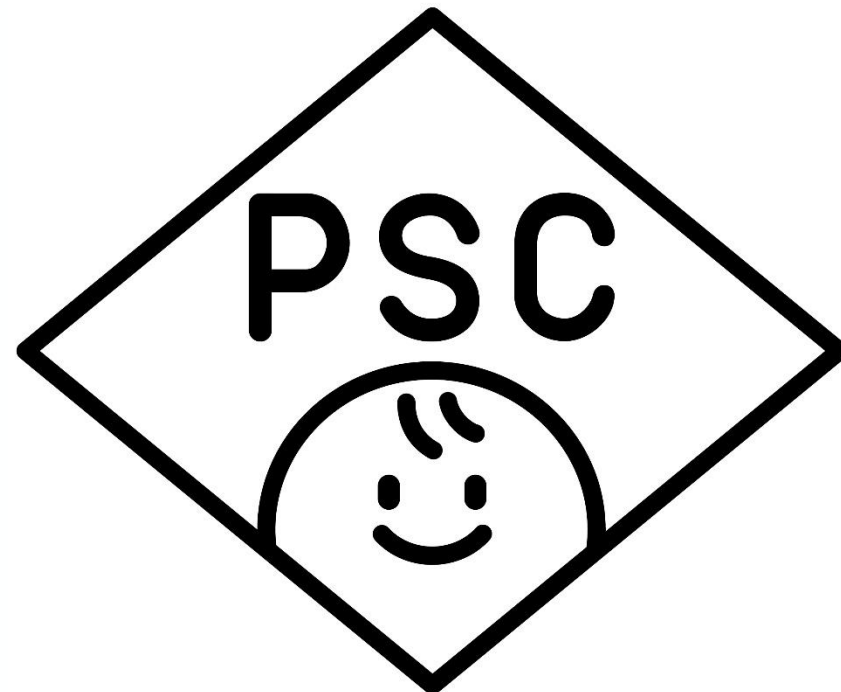
- | | |
|-----------|------------|
| 2. 乳幼児用玩具 | （※一部抜粋） |
| 全てのもの | 一 使用に適した年齢 |
| | 二 保護者が見守る旨 |
| ... | |

(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応 子供PSCマーク（省令）

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示す「子供PSCマーク」を省令にて定めた。



子供用特定製品かつ**特定**製品
(技術基準省令別表第8)

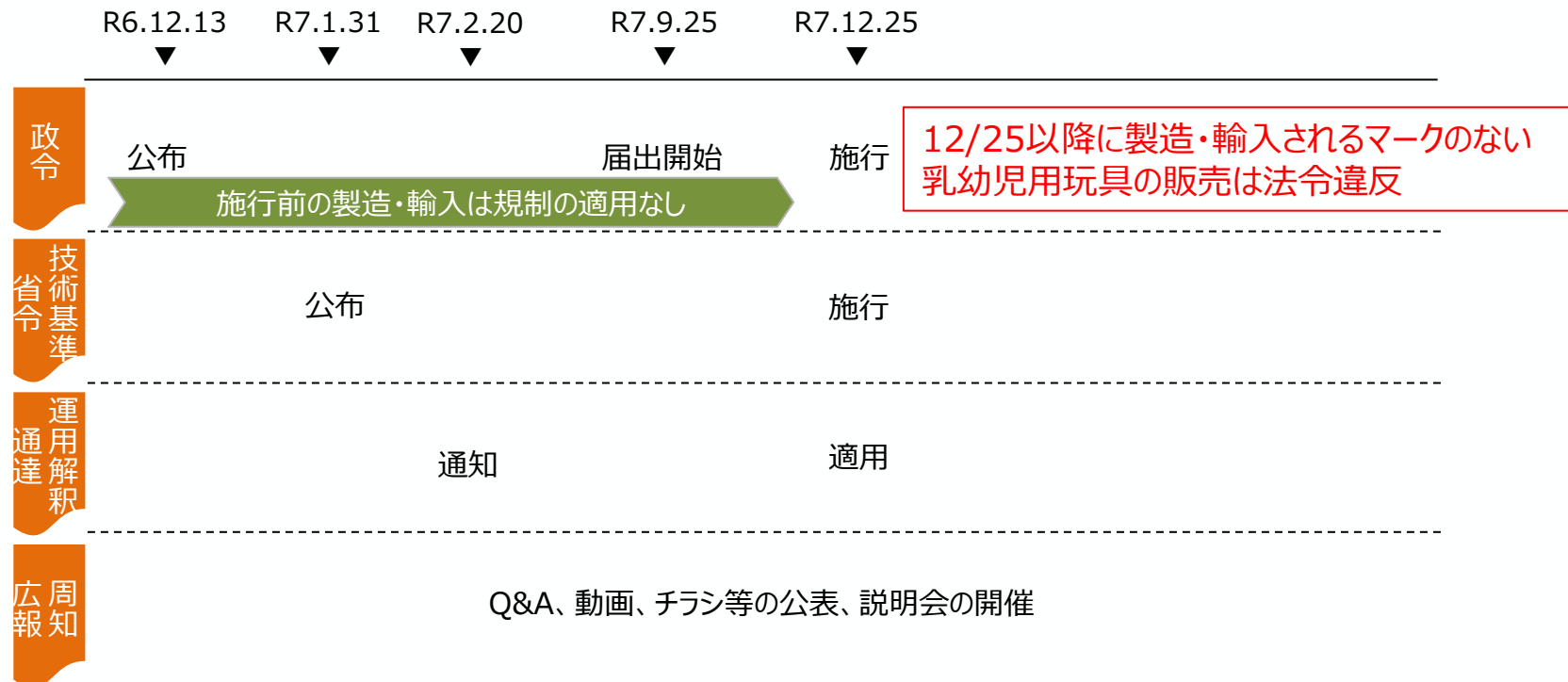


子供用特定製品かつ**特別特定**製品
(技術基準省令別表第9)

(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

乳幼児用玩具の規制の対応に係るスケジュール

- 改正法の施行前に製造又は輸入された乳幼児用玩具には規制を適用しない。
- 一方で、施行日以降に製造又は輸入される乳幼児用玩具には販売規制がかかるため、施行日当日の届出集中への対応として、**令和7年9月25日より事前の届出を受け付け、施行日において届出をしたもの**とみなす。



目次

1. 取組状況

2. 今後の検討の方向性

法令等違反行為者の公表方針の検討

- 改正法において、消費者が国の公表情報に基づき適切な事業者の製品を選択できる環境を整える観点から、**法令等違反行為者の公表制度**を創設（消安法第46条の2等）。
- 法令等違反に対しては、**違反状態の解消や再発防止**を求めることが重要だが、特に、新たに規制対象となる海外事業者は地理的な（執行管轄上の）制約もあり、**連絡が取れず、こうした対応が困難な場合も一定程度想定**される。
- なお、連絡が取れた場合でも、違反の程度や常習性が高い場合には、国内外の事業者を問わず公表し、国内の消費者の安全確保を図るために情報提供していくことを検討。

公表対象として想定される事案例

- 連絡が取れない等の理由で、**違反状態の解消や再発防止に向けた措置が困難**な場合

製品安全4法における工場の届出を不要とする要件

- 製品の仕様・設計等を決定する事業者については、画一的に工場の所在地等の届出を求めるよりも各種の確認を速やかに行える状態であることを把握する方が実効的との観点から、工場の届出を不要とする要件を省令で規定。その確認のためには一定の確認が必要か。

工場の届出を不要とする要件

法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

①当該特定製品の設計を行っていること。

→安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等

②検査機関において、法第十一条第二項（消安法）の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

→検査機関は、受検事業者が検査機関の親法人でないこと等を要件とするか。

③求められた場合には、遅滞なく、当該特定製品を製造する工場又は事業所の名称及び住所の提供を行うことが可能であること。

消安法における新たな届出主体

- 消安法では製造事業者又は輸入事業者を届出事業者と規定。
- 今般規制の対象とした乳幼児用玩具の製造は、多くが海外工場でのOEM等の複雑な分業関係であることが確認され、**製品の安全性に責任を有すべき新たな届出事業者の解釈**を検討。

新たな届出事業者の要件イメージ（案）

一義的な届出事業者は本来の製造事業者又は輸入事業者であるが、以下の要件全てに適合することが確認された事業者を例外的に届出事業者とできることを検討。

①本来の製造事業者又は輸入事業者に当たる事業者に対して**製造を委託する関係にある（直接委託に限定するものではない。）**こと

②製品の**設計・検査を自社の責任において行っていること**

設計：安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等

検査：製品検査を自ら行っている、検査機関に自ら検査を依頼している、又は、委託事業者に対しその行った検査結果の提出を求め内容の確認を行っていること。また、その検査記録を保有していること 等

③報告徴収、立入検査、事故報告等の**消安法において負うべき全ての義務及び命令の対象者となることを理解**していること 等

子供用特定製品における中古品特例

- 子供用特定製品の中古品でパッケージがないため対象年齢等の必要な表示が確認できないものについて、消費者への注意喚起、破損・劣化の点検等を条件に販売を可能とする特例を措置。
- 承認に当たっては以下のような条件が考えられるか。消費者への注意喚起、技術基準適合の推定等の具体的な方法については業界のガイドライン等で具体化するか。

中古品特例の承認条件のイメージ（案）

- ①製品の安全性及び正しい使用方法が不明であることを消費者が理解の上で購入できるようにすること
- ②技術基準適合が推測されること（届出を行っている製造事業者／輸入事業者であること等）
- ③リコール品に該当せず、破損や劣化による危害の増大も認められないこと
- ④経済産業省から承認を受けた事業者であることを示しておくこと
- ⑤販売実績を報告すること
- ⑥上記が徹底される十分な体制が確保され（研修・マニュアル整備、責任者任命等）、上記が実行されていること

<令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

④中古品の取扱いに関する措置

こども用の製品のうち、マークを確認することができず、技術基準への適合や警告表示が確認されていない中古品についても、安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要である。その際、消費者に対しては製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図ること、消費者自身にも当該中古品の取扱いについて意識をもって対応してもらえよう取り組むこと、また、販売に際しては安全確保のための体制がとられていること、などを求めることが適切である。なお、リユース業界においては、中古品の安全確保に関する自主的な動きもあるところ、こうした動きに対し、製造・輸入事業者における取組への必要な協力や、消費者自身に求められる対応についての理解が進むことで、安全な中古品市場の健全な発展に資することが期待される。

玩具以外の子供向け製品の事故実態

- 玩具のほかにも、ベビーカー、抱っこひも、ベッドガード、乳幼児用椅子等で重大製品事故が多く発生（直近10年では、ベビーカーで10件、抱っこひもが4件、ベッドガードが4件、乳幼児用椅子が7件）※1。
（※1）2024年8月27日 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 及び 消費経済審議会 製品安全部会 合同部会 資料から引用）
- 小学生までの子供を持つ保護者向けのアンケートにおいては、上記の製品に加え、ベビーベッド等の睡眠関連用品で危ない思いをした経験数も高水準となっており、こうした製品について事故原因の分析や基準の策定を進め早期に規制を整備していくことが必要か。

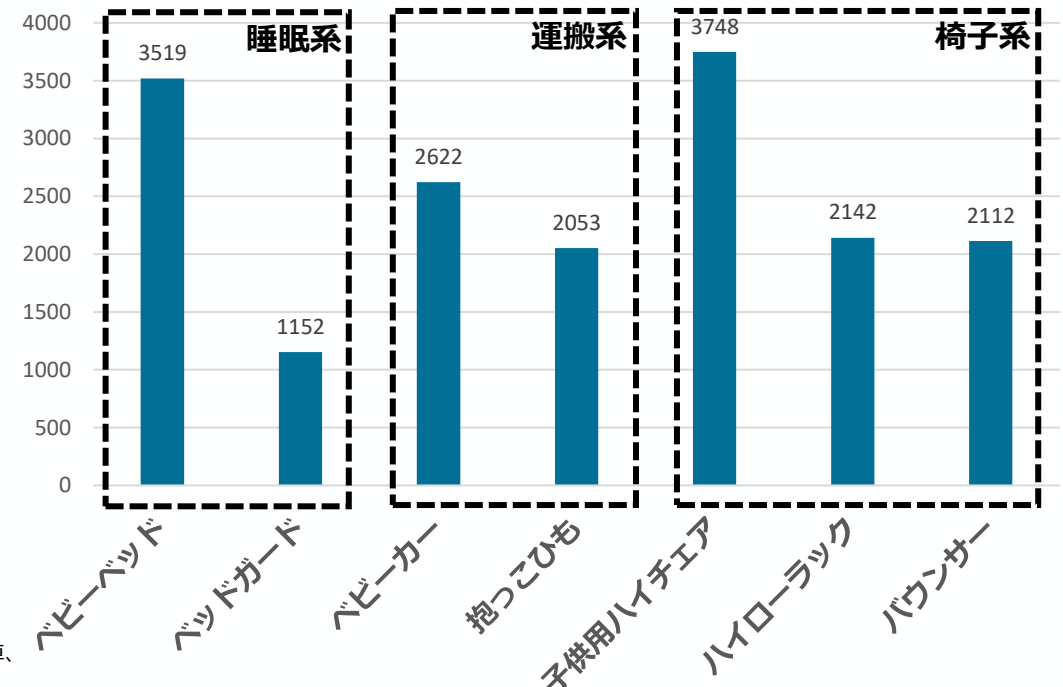
子供用製品による被害の実態

- 令和6年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（子供用特定製品の規定に係る調査事業）において、小学生までの子供を持つ20～40代の消費者のうち、子供用製品20品目（※2）について、子供が使用中にケガや危ない思いをしたことがある（ケガ無しや軽度のケガ含む）と回答した消費者1万人に事故内容等の詳細を聞くWebアンケートを実施。
- このうち、多い順に、①ハイチェア、②ベビーベッド、③ベビーカー、④ハイローラック、⑤バウンサー、⑥抱っこひもとの結果だった。大きな被害につながりうる事故の態様として、転落による頭部の負傷に限定すると、多い順に、①ハイチェア、②ベビーカー、③ベビーベッドとなり、顔や首の圧迫被害に限定すると、多い順に、①ベビーベッド、②ハイローラック、③ベッドガードとなった。
- 乳幼児用ベッドについては、近年、重大製品事故は確認できていないものの、米国の製品事故データベース（NEISS）によると、2022年に2歳未満の子供に関わる事故がバスネット（bassinet or cradles）で53件、スイング（Portable baby swings）で69件、バウンサー（baby bouncer seats(excl. jumpers)）で90件発生しており、いずれも9割以上が0歳児が被害にあった事故だった。

（※2）ベビーベッド、ハイローラック、バウンサー、クーハン、ベッドインベッド、バスネット、ベッドガード、子供用ハイチェア、子供用ローチェア、子供用テーブル取り付け座椅子、子供用折りたたみ椅子、抱っこひも、ベビーカー、自転車用幼児座席、子供用三輪車、子供用キックバイク、子供用自転車、子供用キックスケーター、ベビーバス、首掛け浮き輪

子供が使用中にケガや危ない思いを経験との回答数

（小学生までの子供をもつ20～40代1万人から回答）



新たな乳幼児用ベッドの流通への対応

- 既に規制の対象である乳幼児用ベッドについて、近年、新たな機能が付加された製品や、新たな構造・材質である製品の流通が確認されている。
- こうした新たな構造等の製品も規制の対象として技術基準への適合が義務付けられるものであることを改めて整理、明確化するとともに、こうした製品についても十分に安全を確保できる技術基準へ見直しを行うことが必要か。



一般的な乳幼児用ベッド



ベッドサイドスリーパー



乳幼児用の小型ベビーベッド